

## 中央環境審議会自然環境部会(第29回)における御指摘等への対応案一覧

該当部分	番号	御指摘	委員への回答案	修正案
<b>【調査票】</b>				
全般	1	例えば、「何回開催」だけでなく、参加人数を記載するなど、各事業にどのような効果があったのかわかるような指標を考えるべき。 事業を止めた場合はその理由を記載してほしい。 (中静委員)	対応可能なものについて追記・修正しました。  No.7及び16の「生物多様性に配慮した漁業推進事業」につきましては、平成25年度から3年間の予定で事業を実施し、平成27年度をもって事業が終了しました。今後は、これまでの事業の成果を踏まえ、海洋保護区、希少海洋生物に関する普及啓発や情報発信に努め、生物多様性に配慮した漁業を推進してまいります。  また、わかりやすい指標のあり方については、計画の見直しの際に参考にさせていただき、検討してまいります。	各個表にて対応。
	2	資料1-3-1No.19について、年度の記述間違いは修正すること。  このほか、資料1-3-2のNo.7、16など予算額が入っていないものがあるが、間違いでは無いか。(白山委員)		
	3	可能なら実施状況と効果の欄には、対象としている母数を示し、そのうちの何割が実現したかなど、進捗がわかりやすい表示をして欲しい。(宮本委員)		
文科省	4	文科省の事例数が少なく、環境にかかる教育に力が注がれていないと見える。工夫して欲しい。(下村委員)	今回ご報告しました5つの施策については、重点検討項目の該当取組として選定したものであり、この他にも、環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象にした環境教育・環境学習指導者養成基礎講座の開催や、自然の中での長期宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動の推進等に取り組んでいます。	—
<b>【報告(案)について】</b>				
「今後の課題」全般				
	5	「今後の課題」について、全体的にバラバラで統一感が感じられない。つながりが悪い。(高村委員、中村委員)	過去の報告の最終的な取りまとめ形式も踏まえ、「今後の課題」を報告の最後にまとめて記載するとともに、つながりを考慮し項目の順番を並べ替えました。	—
重点検討項目① 課題① 主流化(広報)	重点検討項目① 生物多様性の主流化に向けた取組の強化			
	6	あらゆる指標が右肩上がりだが、認知や自然への関心は減少している。各省総力を挙げていると思うが、主流化に向けた取組みがうまくいっていないのだと思う。価値評価や事業での配慮、広報、教育、普及と言った取組以外に、社会構造に即した新たな方策の研究が省庁の間で必要。(三浦委員)	広報、普及啓発だけでなく、生物多様性への配慮を社会的な仕組みの中に組み込んでいくことが必要であると認識しており、ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。	<b>今後の課題</b> 生物多様性の損失が安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であるとともに、 <u>日本らしい祭事や伝統芸能等、地域の豊かな文化・風土等の喪失にもつながるということを感じてもらい、ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動を、事業者、市民等の様々な関係主体や幅広い世代に対して、わかりやすく伝えることが必要である。</u> このため、国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、環境配慮型商品の普及等を進めるとともに、 <u>生物多様性への配慮を社会的な仕組みの中に組み込んでいくための取組を進めること</u> により、 <u>国民のライフスタイルの転換を図り、に向けた取組等を通じて</u> 生物多様性の社会における主流化を継続して進めていく必要がある。
7	生物多様性がどれだけ国民に浸透するのか、ということは重要な問題。とりわけ地域戦略では、TPPの対応の中で、農林分野と連携して条件不利地をどうするのかなど、国民の理解と生物多様性のクオリティは密接不可分。力を入れた対策を示すこと。(涌井			

		委員)		
	8	国際化の一方、「地域化」の視点も重要。1-5には記載があるが、主流化にあたって「地域の固有性」や「文化性」を上手く伝えることが重要であり、課題にも書き込むべき。地域と自然の関わりや、文化的伝承が減っているのかどうか、地域資源を生かしたエコツーリズムが増えているかなど、関わりを指標化できないか。(下村委員)	環境省で進めている「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトでは、日本の自然と共生する暮らしの中で、地域の豊かな文化・風土が形成されてきたという観点等も取り入れた事業を進めており、ご指摘を踏まえて、「今後の課題」を修正します。 (なお、昨年度公表した「生物多様性及び生態系サービスの総合評価(JBO2)」において、「伝統芸能や伝統工芸」「観光、レクリエーション」等を評価項目として、自然とともにある文化と暮らしに関係の強い生態系サービスの評価を行っており、過去20年～現在の間では低下の傾向と整理されています。)	
	9	言葉の認知度について、子供よりも大人が知らない。情報をいかに国民に届けるかの「広報」が欠けているのではないか。大人を対象にした普及啓発をもっと重視すべき。(小菅委員、小泉(武)委員)	環境省で進めている「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」においては、国民にライフスタイルの転換を促すことにより、幅広い世代に広く生物多様性を浸透させるための取組を進めることとしており、ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。	
課題② 価値評価	10	生態系サービスの価値評価を「より充実した評価」で終わってしまうのはもったいない。1-5に記述のある「資金循環や人口交流による経済的なつながりを深める」など、あるいは経済評価の後何がくるのか見据えた取組をもうそろそろ行うべき。(中静委員)	ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。	今後の課題 生物多様性及び生態系サービスの価値評価の取組は多くの事例が蓄積されてきているが、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、具体的な政策への活用に向けた方策検討と、 <u>社会的・経済的に利用し得るツールを開発していく必要なデータの整備や評価手法の技術的な向上を図る</u> 必要がある。また、個々の政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、 <u>総合的な視点から具体的な政策に結びつけていく可能な場合には横断的な取組を検討</u> することが必要である。更に、生物多様性や生態系サービスが経済社会に及ぼす影響等相互の関連性の分析や、自然資本会計に関する国内外の事例を収集など、より充実した評価を行うことで、 <u>上述の各種意思決定への組み込み</u> に取り組むことが必要である。
	11	生態系サービスには、評価しやすいものしにくいものがある。個々の動向ではなく、文化的サービスなど評価しにくいものを含めて全体的な評価をどうするのかを考えるべき。生態系サービスにはシナジーやトレードオフもあり、落としどころをさぐる研究が出てくることと思う。行政としてどう合理的に判断するか。(小泉(透)委員)	生物多様性及び生態系サービスの総合評価 JBO2において、文化的サービスを含めた生態系サービスの全体的な評価を一通り実施しました。今後は、シナジーやトレードオフといった課題を含め、環境研究総合戦略推進費 S-15 にて研究が進み、行政にも還元されるよう努める予定です。	
課題③地域戦略	12	地域戦略の策定推進は重要。補助金がなくなったのは大きな問題で、自前で対応できない自治体が多数ある。これを踏まえた問題設定が必要。ただ「推進します」では納得できない。(中静委員)	ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。	今後の課題 地方自治体の地域戦略の策定 <u>推進や促進</u> について、都道府県の戦略は広域的なネットワークを意識しつつ、 <u>地域の自然特性を踏まえ取組を進めるために重要である。一方、市町村単位の戦略は、身近な生態系や生物多様性に対する気づきを醸成する役割を果たすため重要</u>

	13	生物多様性の取組実行を担う市町村が重要。地域戦略策定の市区町村は 3.1%にとどまっており、うまくいっていないといえる。予算だけでなく人材の確保など新たな仕組みも考えていくべき。(中村委員)		である。また、市区町村は、国と都道府県の戦略を踏まえ、山地、丘陵や河川などによる近隣とのつながりを意識しつつ、地域の特色や課題を取り入れ、より身近な地域で具体的・個別的な取組を実施していくことが求められる。地域戦略の有効性を示し、より効果的に取り組めるよう様々な観点から支援のあり方を検討することにより、地域戦略策定を更に進めていく必要がある。
	14	地方に対する姿勢が明確でない。地域戦略の数は増えているが、都道府県と市町村で足並みがそろっていないこともある。計画地域における関係者のネットワーク化が必要。(小泉(透)委員)		
課題④ 環境データ	15	基礎調査は研究にも有益なデータだが、浅海だけではなく湿地なども 20 年以上調査がなされていない。評価にデータを利用するにも、少なくとも 10 年に 1 回くらいは調査を行って欲しい。植生調査も現実の変化に追いついていないのではないか。調査のタイミングを見直すことを望む。(高村委員)	自然環境保全基礎調査のうち、植生図作成については、概ね平成 32 年度に整備完了を目指し、作業を行っているところです。また、その他の調査についても定期的実施できるよう努めていきたいと考えており、「今後の課題」において、データの継続的な更新・速報性の向上を進める必要性について記載しています。	—
	16	基礎調査では、なぜその環境が形成されるのか、どのような保全の範囲が適切かを考えるためには、地形や地質の視点も重要。(小泉(武)委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や地質に関する基礎調査として、過去に表土改変調査、自然景観資源調査等を実施している他、陸水域(河川、湖沼、湿地)及び沿岸域(干潟、藻場、サンゴ礁、海岸)における環境調査も実施しています。</li> <li>・現在は、泥浜・砂浜の変化状況等を把握するため、沿岸域変化状況等調査を実施していますが、今後も保全施策への活用も視野に入れた取組を進めていきたいと考えています。</li> </ul>	—
	17	国交省の河川水辺の国勢調査や、農水省でも関連する様々な調査が行われていると思うが、情報の公開なり、環境省の情報との調整も検討いただきたい。(高村委員)	自然環境関連のデータを一元的に管理・提供するまでには至っていませんが、現在、以下のウェブサイトにおいて、生物多様性の保全や野生生物の保護管理に関するリンク集をまとめ、統一的な提供に努めています。	—
	18	データは各省庁で各自収集されているが、統合的な活用(プラットフォーム化)を考えるべき。(白山委員)	<p>環境省ウェブサイト「日本の環境政策」  <a href="https://www.env.go.jp/doc/portal/">https://www.env.go.jp/doc/portal/</a></p> <p>植生、動植物の分布等に関する調査結果のデータを、環境省生物多様性センターのウェブサイトにもまとめています。  <a href="http://www.biodic.go.jp/">http://www.biodic.go.jp/</a></p> <p>環境省生物多様性センターでは、自然環境調査結果等の Web-GIS 化とインターネットによる提供等を進めていますが、今後もユーザビリティを踏まえた情報提供機能の充実・向上を図っていきたく考えています。</p> <p>なお、以下のウェブサイトでは、地形・土地利用などの国土に関する基礎的な情報がGISデータで整備されています。</p>	—

			国土交通省ウェブサイト「国土数値情報」 http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ 及びデータカタログサイト http://www.data.go.jp/ に集約 されており、統合的活用を促進しています。	
(資料1-5) 重点検討項目② 国土の保全管理と生態系サービスの利用				
取組: 名古屋議定書	19	ABS の国内措置の実施に向けた動きがあるならば、それをにらんだ「情報収集」だけでない取組の点検について記載を充実すべき。(中静委員)	ご指摘を踏まえ、「重点検討項目②」及び「調査表」の記載を修正します。	重点検討項目② 資料 2-3: P32-33 <その他生態系サービスの持続的利用を促進するための取組>【名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討】(環境省) 「生物多様性国家戦略 2012-2020」の国別目標及び主要行動目標を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、2015 年までに国内措置を実施することを目指して、平成 26 年 3 月に有識者からなる「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」で国内措置のあり方に関する報告書を取りまとめた後に、関係者の意見を踏まえ、関係省庁による国内措置検討を進めてきたが、2015 年中には名古屋議定書の締結には至らなかった。 また国内措置の検討にあわせて、説明会等による普及啓発(平成 27 年度は勉強会を 4 回(参加者各 50 名程度)、シンポジウムを 2 回開催(参加者各 100 名程度))、国内措置の実施に必要な各国制度の情報収集・情報提供(各国制度の暫定訳を環境省ウェブサイト公開)、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施した。
課題① 生態系ネットワーク	20	自然再生についてトーンが下がっている。自然再生の取組が Eco-DRR やグリーンインフラなどによっていくということが書かれていけばよいが、そうならないはいない。それぞれが都合よく取り上げられるだけで、引き継がれていない。まだ重要で再生の必要な箇所が多い中、それが次の施策にどう引き継がれていくのか記載すべき。(中村委員)	平成 26 年 11 月に改定した自然再生基本方針において、「防災・減災機能を踏まえた取組」(Eco-DRR)や「社会資本整備と併せた生物の生息・生育環境の確保」(グリーンインフラ)等の重要性について記載しており、自然再生を推進するうえで重要な観点と認識しており、今後具体的な施策を検討していきたい。 ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。	今後の課題 生物多様性の保全、や生物相の回復や自然再生を図るにあたっては、 <u>地域のみならず国土全体のみならず地域的</u> 視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要となる。 <u>その際には、関係行政機関や地方自治体、地域住民等、関係者の協力が不可欠であり、自然再生協議会のような多様な主体が参画する枠組みづくりが重要となる。</u> 現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が進められているが、引き続き、これらの取組を着実に進めるとともに <u>全国へ展開していくことが重要である。また、自然生態系が有する防災・減災機能や自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方等の観点も踏まえた自然再生の取組を推進していくことが重要である。</u>
	21	生態系ネットワークは、環境省、国土交通省、農林水産省とも取組が見られるが、これらの省庁が整合性をもって議論しているのか。3つの省庁が地図上で、しっかり組んだ形の議論が必要。(中村委員)		
	22	ジオパークは生物多様性の基礎であり、これから重要になる。事業等での支援が必要。(小泉(武)委員)	ご指摘を踏まえ、「重点検討項目②」及び「調査表」に追加します。	重点検討項目② P22 <重要地域の保全に関する取組>【国立・国定公園の保全及び活用の推進】 <u>さらに、多様な地形・地質は生物多様性の基盤であることから、平成 25 年度より、国立公園とジオパークの重複地域において、両者の連携を図るため、保全活用計画の策定に向けた取組の支援やシンポジウム等の開催を行っている。</u>
課題③ 適応/生態系を活用した防災・減災	23	気候変動の問題については、COP21 では強いメッセージが出された。現状の記載は内向きであり、もう少し世界的な流れを受けてどう対応するか記載する必要がある。(白山委員)	ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。	今後の課題 <u>国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定や、政府全体の「気候変動の影響への適応計画」に基づき、引き続き科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における気候変動の適応策について検討し、対策を推進していく必要がある。</u>

	24	耕作放棄地をどうしていくのか。現状維持は不可能である。グリーンインフラとリンクさせるなど、もっと記載できないか。(中村委員)	<p>ご指摘を踏まえ、「今後の課題」を修正します。</p> <p>-----</p> <p>【参考】農業者等が行う、荒廃農地(市町村及び農業委員会の現地調査において、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)を再生利用する取組を推進するとともに、農地法に基づく農業委員会による利用意向調査、指導等の一連の手続を活用して再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努めております。</p> <p>また、森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定)第3-1-(5)③再生利用が困難な荒廃農地の森林としての活用において、「既に森林化した荒廃農地については、保安林に指定して整備・保全するなど、自然環境の有する防災・減災等の多様な機能を発揮させる「グリーンインフラ」としての活用を図る」としており、今後、本取組みを推進していくこととしております。</p>	<p>今後の課題</p> <p>社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能である魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を、東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生等も含む様々な場で、積極的に推進することが重要である。<u>その際には、本格的な人口減少社会における国土の適切な利用・管理の視点も忘れてはならない。</u></p>
	25	Eco-DRR の書きぶりについては、総合的な見方が重要であり、適切と思う。その観点から、三陸の海岸林復興や、地震や津波の防災教育も行われていることなど、復興だけではなく「防災・減災」の取組を記載すべき。(磯部委員)	<p>ご指摘いただきました海岸防災林の復興については、「今後の課題」の自然生態系の有する防災・減災機能の活用における取組み事例として記載させていただきます。</p> <p>また、三陸復興国立公園における防災の観点からの取組も記載いたします。</p>	<p>今後の課題</p> <p>また、社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能である魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を、<u>東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生等も含む様々な場で、積極的に推進することが重要である。</u></p> <p>重点検討項目②</p> <p>P29-30 &lt;防災・減災に関する取組&gt;【三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト】(環境省)</p> <p><u>なお、すでに供用を開始している震災メモリアルパーク中の浜は「自然の脅威や震災の記憶を後世に伝える場」として整備され、震災発生時の状況を解説する震災語り部ガイドを実施するなど、防災教育等につながる取組も併せて行っている。</u></p>
課題④ 農林水産分野	26	国産材の利用を伸ばすため、補助金などの対策をもっと進める必要がある。(小泉(武)委員)	平成14年から27年にかけて、供給量における国産材の割合は増加しています。林野庁としても、引き続き国産材の利用促進に最大限取組んでまいります。	-
	27	海ゴミの問題について記述して欲しい。近年脚光を浴びており、G7 や世界経済フォーラムでも取り上げられている。(白山委員)	ご指摘のとおり、海洋ゴミについて、報告(案)の取組状況と今後の課題に追記します。	<p>重点検討項目②</p> <p>P25-26 &lt;良好な水環境を保全するための取組&gt;</p> <p><u>【漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業】</u></p> <p><u>海洋ゴミ、特にプラスチックごみは、海洋及び沿岸の生物と生態系に直接影響し、潜在的には人間の健康にも影響し得ることが懸念されているところ、海洋ゴミ対策の推進のためには、海洋ゴミの実態把握が不可欠である。そのため、プラスチックごみを含む海洋ゴミにつ</u></p>

				<p>いて、その分布状況及び含有・吸着する化学物質に関する実態把握調査を継続して実施している。</p> <p><u>今後の課題</u></p> <p>○ <u>海洋ごみ、とりわけ近年問題となっているマイクロプラスチックについては、生態系への影響に関する更なる調査が必要である。また、主要排出国と推定される東アジア(東南アジア含む)における海洋ごみ対策は、世界における海洋ごみ削減の重要な課題となっている。このため、今後は、東アジア由来の海洋ごみの実態把握を進めるため、我が国の調査海域を拡大するとともに、東アジア地域における海洋ごみ調査に係る人材育成の強化を図る必要がある。</u></p>
重点検討項目③ 野生生物の保護管理と外来種対策の加速				
a)鳥獣	28	鳥獣害については植生ともリンクするなど土地利用の問題対応も不可欠。空間利用との関連を目出ししてほしい。(下村委員)	生息地の観点からのご指摘を踏まえ、「生息環境管理」を含めた保護・管理の必要性について追記しました。	<p><u>今後の課題</u></p> <p>平成 27 年5月に施行した鳥獣保護管理法(改正鳥獣法)に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、「鳥獣の管理」をより一層推進することが急務である。また、狩猟者が減少し、高齢化が進んでいることから、<u>鳥獣の管理に貢献しうる狩猟者の育成・確保とともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制のより一層の強化を図ることが重要である。加えて、鳥獣の管理の強化に伴う鉛製銃弾による鳥類への影響や事故の発生等に適切に対応するとともに、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に適切に対応した科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進する必要がある。</u></p>
	29	鳥獣管理の現場で残念なのは、獣害駆除が正しく、狩猟は遊びと未だに認識されていること。狩猟で個体数調整をして有害捕獲は不要となるようにすべきと、環境省は力強く打ち出すべき。モニタリング(生息マップ)や被害調査も実施してほしい。(佐々木委員)	ご指摘を踏まえ、「鳥獣の管理に貢献しうる狩猟者の育成・確保」の必要性について追記しました。また、指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)については、必要に応じて生息状況等調査を実施する予定ですが、それらの調査も踏まえた「科学的・計画的な鳥獣の保護・管理」の必要性について追記しました。	
	30	鉛中毒に関する記載を追加すべき。北海道だけの問題ではない。(小菅委員)	ご指摘を踏まえ、「鉛製銃弾による鳥類への影響に適切に対応」する必要性について追記しました。	
b)希少種	31	現在の保全の枠組みでは対処が難しい事項が生じている。例えば亀岡のアユモドキについては、問題が複雑で、農業従事者の減少・治水・都市利用等からの総合的な対応が必要。仕組みや予算のあり方など考えてほしい。(深町委員)	環境省では、文部科学省、農林水産省、国土交通省と連携し、有識者を交えた「淡水魚保全のための検討会」を平成 26 年 10 月に設置し、検討会において「二次的自然を主な生息環境とする淡水魚保全のための提言」が作成されたことを受け、平成 28 年 4 月に公表したところです。アユモドキは、人間の営農活動等と密接に関わる水田や水路等の多様な環境に依存して生活する種であり、総合的な対応が必要と認識しています。環境省は、種の保存法に基づき策定された保護増殖事業計画に基づき、外来魚の侵入防止対策、生息地の巡視や清掃等について、亀岡市及び京都府と協力して進めてきたところです。ご指摘を踏まえ、保全を図るためには法令以外施策や多様な主体の連携が必要であることについて、追記します。	<p><u>今後の課題</u></p> <p>また、種の保存法にもとづく国内希少野生動物種については、平成 26 年から 27 年度にかけて 86 種が追加指定されたところであるが、平成 32 年までに更なる追加指定を目指すとともに、様々な種の保全対策の検討及び効果検証をしながら、引き続き政策の充実・強化を図ることが必要である。<u>その際、法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図り、長期的な視点に立った保全の実施が重要である。</u>一方、種の生息・生育状況に改善が見られる種については、保護増殖事業の終了又は効率化に向けた検討を実施する必要がある。</p>